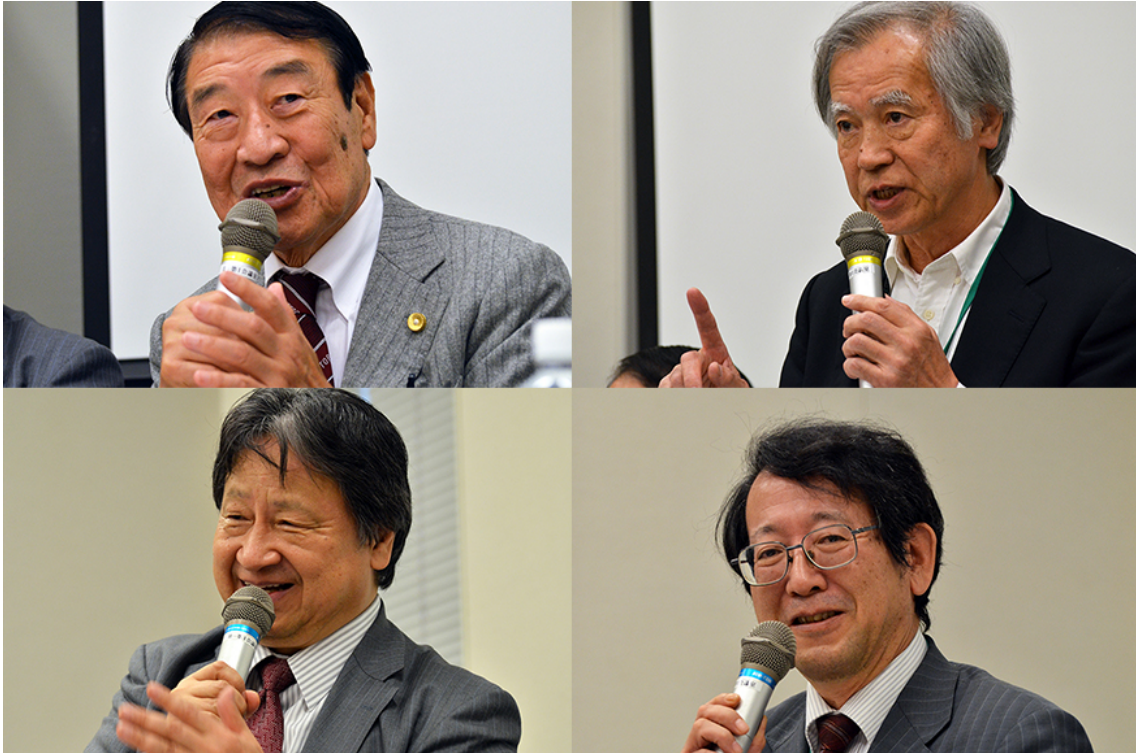


2016 年 11 月 14 日

東京地方裁判所 103 法廷

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第 6 回口頭弁論期日 報告



裁判長が交代したことが裁判当日に判明。裁判所から事前通知なし

2016 年 11 月 14 日(月)、TPP 交渉差止・違憲訴訟の第 6 回口頭弁論期日が東京地方裁判所 103 法廷において開かれ、200 名近い傍聴希望者が門前集会に集まりました。

前回、7 月 20 日に開かれた第 5 回口頭弁論期日で、松本利幸裁判長は、「これまでの主張立証を踏まえて、次回、弁論の終結を含めて判断する」と発言していました。これは、次回で結審するというメッセージだと受け止めざるをえない状況でした。弁護団は、裁判を打ち切らせないために、何度も会議を開いて戦略を練り、第 6 回の期日に臨んでいました。

しかし当日、裁判の前の門前集会の最中に、何と裁判長が交代したという情報が入り、中村さとみ裁判長に代わったことが明らかになりました。弁護団は、裁判が始まる直前に急遽会議を行い、再び戦略の立て直しを行いました。

裁判官が代わった時には、これまでの口頭弁論の結果を陳述しなければならない

通常、裁判長が交代した時には、これまでの審理の結果を確認するため、更新手続きの期日を入れる場合があります。民事訴訟法の 249 条 2 項には、「裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。」と書かれており、裁判所はこれを拒否することはできません。日本の民事訴訟は、直接主義、口頭主義を重視し、法廷での口頭のやり取りを聞きながら心証を取る、自由心証主義が建前となっているためです。

弁護団の辻恵弁護士は、法廷が始まると即座に更新意見を述べるための期日を入れるよう申し入れました。辻弁護士は、「裁判長は 10 月 24 日に交代したと聞いた。わずか 20 日間しか裁判長に就いていない方が、これまで 1 年半かけてやってきた全体像をつかみきれているとは到底思えない。きちんと期日を設けて、もう一度私たちの更新意見を聞いていただくのが責務だ」と述べ、これまでの経過や意見を、新しい裁判長に直接受け止めることを要求したのです。

更新手続きを経ずに、先の弁論手続きを進めることはできない

しかし、裁判長は、「(これまでの裁判の)記録は引き継いでいる。(更新意見を)口頭で述べるなら今陳述を」と要求。それに対して、辻弁護士は、「裁判官が交代したら、弁護団に『更新手続きはどうするか』と問いかかけがあってしかるべき。ところが今回、一切通知がなかった。即興で述べれば済むという問題ではない」と応じず、準備期間を設けたうえで更新期日を入れ直すことを求めました。

裁判長は、合議のために休廷した後、「更新手続きの機会を別に設けるが、今日せっかく用意した準備書面が無駄になるので、そちらの弁論手続きを進めたい」と伝えてきました。弁護団は、異例の休廷を求め、急遽打ち合わせを行いました。

再開後、山田正彦弁護団共同代表は、「法的にきちんと更新手続きがされなければ、今日用意していた準備書面の陳述と証拠申請はできない。更新手続きがされていない以上、訴状もこれまでの準備書面も、事実上、陳述扱いになっていないのと同じ。したがって、これ以上の手続きを進めることはできない」と、裁判長の要求を拒否しました。また、「我々は、裁判官が変わったことは先ほど知った。これは裁判所のミスだ」とも付け加えました。

弁護団の主張が聞き入れられ、次回期日で更新手続きをした上で次の弁論へ

その後も、裁判長は、「当事者の一方(被告)から、従前の口頭弁論の結果は陳述とされているので、従前の口頭弁論の結果は陳述されていると理解している」などと応じませんでした。辻恵弁

護士は「それは詭弁だ。被告が更新を従前通りでいいと言ったからといって、原告の権利が喪失されるはずがない」と指摘し、更新手続きの期日を入れ直すよう強く迫り続けました。

1時間近い攻防の末、裁判長は弁護団の要求をようやく聞き入れ、次回の期日で改めて更新手続きを行った上で、今回用意していた準備書面などの手続きを進めることとなりました。原理原則に立ち返って押し切った弁護団の主張が認められた格好です。

報告集会で、辻恵弁護士は「新しい裁判長との初戦は勝利と言えよう。被告も、『前の裁判長は今日で結審する予定だった。次定期日での終結を求めたい』とアピールしていたが、それはあくまで被告の意見であり、我々は次回、更新手続きを経た上で改めて審理を求めていく」と力を込めました。

「裁判を受ける権利」「裁判の公開」が守られた。司法府に違憲判断を迫ろう

岩月浩二弁護団共同代表は、「今日の法廷で守られたものがあるとすれば、憲法 32 条『裁判を受ける権利』と、82 条『裁判の公開』(裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う)だ。ほとんどの民事訴訟が法廷で何をやっているのかわからないなか、まさに公開の法廷で裁判を受ける権利を保障する闘いとして非常に貴重だった」と話しました。

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会の池住義憲代表代行は、「今日は手応えを感じた。自衛隊イラク派兵差止訴訟でも、裁判長が交代し、揉めたが更新手続きを入れさせた。その後も渾身の裁判を繰り広げ、名古屋地裁の違憲判決に結びついた。今回の裁判でも、私たちの権利侵害の実情、実証を新しい裁判長に陳述していこう。立証に必要な証拠や証書を出し、参考人や本人陳述を勝ち取り、司法府に憲法判断を迫ろう」と呼びかけて結びました。

次回、第 7 回口頭弁論期日は、1 月 16 日月曜日 14 時 30 分から 2 時間の予定です。最初の 45 分は更新弁論に充てられ、そのうえで、今回準備していた弁論の陳述を 1 時間行います。



2016 年 11 月 14 日

東京地方裁判所 103 法廷

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第 6 回口頭弁論期日 記録

※この記録は速記を基に編集しているため、実際の発言とは異なる場合があります。ご了承ください。

開廷

中村さとみ裁判長（以下、裁判長） それでは始めます。裁判所の構成が変わりましたので、従前の口頭弁論の通りですね。

辻恵弁護士（以下、辻） 裁判長。民事訴訟法 249 条 2 項によれば、裁判官が変わった場合には、当事者は従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならないと書いてあります。今、通常の裁判と同様に従前の陳述通りでとおっしゃりましたが、本件裁判は、極めて社会的に注目を浴びている重要な裁判です。前の松本裁判長の時にも、原告側と色々なやり取りをして、5 回に渡って口頭弁論を重ねてきました。準備書面も 24 回提出しています。

従って、通常の弁論のように従前通りということではなく、私も経験上、刑事裁判や民事裁判で社会的に重要な場合は、更新意見を聞いていただく期日を入れていただくということを提案してきました。今まで 5 回の内容を逐一陳述するということは求めませんが、少なくとも 1 開廷、更新意見を述べる機会を与えていただかなければ、今までやってきた意味が没却されと考えますので、その点を考慮していただきたい。今日は一部、意見を述べることはやぶさかではありませんが、それに留まらず、もう 1 期日を入れていただき、今まで私たちが出してきた準備書面や書証の全体像を裁判長におわかりいただきたい。

10 月 24 日に裁判長が交代したと伺いました。今日は 11 月 14 日で、まだ 20 日しか経っていません。そういう状態のなかで、前回の裁判官と同様の手続きに乗って訴訟を進行されるとすれば、極めて重大な問題だと思います。前回、松本裁判長は、これまでの主張と証拠に基づいて、終結を含めて次回結論を出すと言いました。わずか 20 日間しか裁判長に就いておられない方に、今まで 1 年半かけて私たちが色々やってきた全体像をつかみきれているとは到底思えません。そういう意味で、きちんと期日を設けて、もう一度私たちの更新意見を聞いていただきたい。それが裁判長の責務であり義務であると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

裁判長 従前の口頭弁論の結果については、記録を引き継いでおりますが、原告側からこの場で、何か口頭でその点について陳述されることがあれば、今お願いします。

辻 そういう趣旨で申し上げているわけではありません。私の経験上、通常は裁判長が変わられた時は「次回弁論更新手続きはどうしますか」とおっしゃるのが普通です。私たち原告代理人は、今日初めて裁判長が交代したと聞きました。更新手続きをどう考えているんですか。原告側にそれをきちんと準備させて、総括的にしっかりと「もう一回意見を聞きましょう」と接するのが、裁判長の役割だと思います。今おっしゃったように、つぎはぎのような形で「聞いてあげよう」という話であれば前へ進まないですよ。この裁判の訴訟の意義を、もっと重要に、深刻に考えていただきたい。衆議院では強行採決で通りました。何も明らかになっていません。この司法の役割が今問われているんです。ISD 条項が適用されれば、紛争は日本の司法権が及ばないということになりかねないんですよ。具体的にどういう問題点があるのか、適用の有無についても、被告は全然回答していません。そういうことも含めて、我々は裁判長に意見を聞いていただきたい。その機会を一度、更新期日を入れていただきたい。これは通常、この種の裁判ではよくある話です。

裁判長 原告は弁論更新についてどのような場を、陳述したいというお考えですか。

辻 ですから更新手続きを入れていただきたい。第 7 回口頭弁論として更新期日を入れていただきたい。そこで私たちはもう一度きちんとまとめて、総括的な更新意見を述べたい。裁判長に要約的にでも理解いただきたいエッセンスをきちんとお伝えしたい。

裁判長 それを設けるのに時間としてはどの程度お考えですか。

辻 少なくとも 1 時間。

裁判長 従前、これまで弁論として 30 分陳述する機会が設けられていたと思うが、30 分程度で陳述するということはできますか。

辻 5 回積み重ねているんですよ。前の裁判長には 30 分を 5 回聴いていただいているんですよ。2 時間半聞いていただきたいというのが山々な気持ちです。ですが 1 時間にまとめて要約的にお伝えしたい。これはお約束します。

裁判長 記録としてきちんと残っております。同じことを繰り返す必要はないと考えております。原告側で時間としてどうしても 1 時間必要なかどうか、いかがでしょうか。

辻 それはどういう意味ですか。30 分で収めれば弁論期日を別途入れるという話ですか。

裁判長 30 分でできるかどうかということを伺っております。

辻 それは 1 時間保証していただきたい。他の手続きを同時にやるという意味で、できるだけ要約するという努力はやぶさかではありませんが、毎回 2 時半～3 時半まで期日を入れていただいている。その 1 時間以内で次の弁論期日でやるべきことをやる、その範囲内で更新意見を述べたいと思います。

裁判長 被告側からご意見はありますか。

被告 従前の口頭弁論の結果として陳述します。更新意見を述べる機会について1期日設ける必要はないと考えています。本期日での終結を求めます。

辻 更新意見を述べるに際して、私たちも準備が必要です。裁判長が変わられたのだから、通常は進行協議を設けるとか、「更新意見はどうするんですか」と原告代理人側にお問いかけがあつてしかるべきだと思う。その上で、私たちは今日、この場で更新意見を 30 分か 40 分でまとめることができたかもしれないですよ。そういうことをお分かりいただいて、来年の何月まで次の期日を先延ばしするということなく結構ですから、更新期日を入れていただきたい。

裁判長 原告の方で、この場で従前の口頭弁論の結果について 30 分の範囲で述べることはできませんか。

辻 弁護団会議を開いていません。もしそういう問題についてお問いかけがあれば、私たちは 155 名余りの弁護団が一緒にやっていて、昨日も弁護団会議をやっているのですから、この場で即興で一人の弁護士が語れば済むという問題ではありません。みんなで確認しあつてここまでやってきたことです。準備期間を設けたうえで更新期日を入れ直してください。

裁判長 陳述するものは、従前述べたものについて、この場で同じものを陳述するということですか。

辻 同じとは限りません。証拠の評価を含めて申し上げます。基本は同じですが、エッセンスをお伝えしたい。

裁判長 従前の口頭弁論の結果の陳述というのは、今までやったものを陳述していただくということになりますが、この場ですることはできないでしょうか。

辻 できません。

裁判長 できない理由は何でしょうか。

辻 検討します。更新意見を述べなければならぬと、民事訴訟法に書いてあるんですよ。私たちは当事者の権利として更新意見を述べる権利があるんですよ。その権利をちゃんと保証してください。

山田正彦弁護士共同代表(以下、山田) その通りです。

裁判長 では、この場ではできないということですね。

辻 そうです。別の場を設けてください。

裁判長 では進行について合議しますので一旦休廷します。

(休廷)

裁判長 まず、本日ご準備いただいた弁論について先に進めたいと思います。

辻 ダメですそれは。更新にあたって、まずは陳述させなければいけないんです。我々は現時点では陳述できません。だから次の手続きに進むことはできません。

裁判長 従前の口頭弁論の結果の陳述ですが、原告側で従前の陳述したものについてこの場で直接述べたいということであれば、その機会は本日とは別に設けることにいたしますが、まず今日ご準備されたものについての弁論をしていただきたいと思います。

辻 直接主義、口頭主義が原則であることはご理解いただいて、先ほど調書があるからと言われたのは事実上撤回されたと思いますし、直接主義、口頭主義に則って弁論の更新期日を入れるとおっしゃったと理解します。それでいいですね。

裁判長 はい。

辻 ただその上で、前回、松本裁判長は、これまでの主張立証を踏まえて、審理の終結を含めて次回検討するとおっしゃったんです。その次回が今日なんです。ですから、裁判長がおっしゃったのは、今日提出した準備書面 24 までと書証の取り調べを行うという限度でおっしゃるのであれば、それは事実上、次回以降の更新手続きの中で、私たちはその先の主張もしたいと思っていますから、そういう趣旨でいいですか。

裁判長 本日ご準備いただいたことについて、本日何もしないというのは、せっかくお集まりいただいたので、無駄になりますので、原告側でご準備いただいたものについて弁論を進めたいと考えます。

辻 まず裁判長ご自身が謝罪すべきです。事前に裁判長が変わられるというのであれば、我々は充実した審理になるよう準備していましたよ。その点を何も触れずに、とにかく準備した部分だけ述べるというのか。求釈明についても、調査嘱託の問題についても、認証の申請についても、前の裁判長との約束だから 10 月 18 日の時点で出しています。その判断にあたっては、更新弁論手続きを経た上でなければ、やるべきではないと思いますから、少なくとも今日の期日で多少の手続きを進めたいとおっしゃるのであれば、準備書面の陳述と書証の取り調べの限度でやっていただいて、更新意見、その余の問題については次回手続きの中でご判断いただくということにさせていただきたい。よろしいですか。

裁判長 原告側から準備書面を出されておりますので、そちらの陳述をお願いします。

辻 だから、その限度で今日の法廷は終わるのかどうかと、聞いているんですよ。更新弁論の陳述をしていないんですから。私たちは裁判長の立場も慮って、今日はそこまでは手続きを進めようと言っている。そこをはっきりさせてくださいよ。そうでないと望めないですよ。

裁判長 原告側からも出ておりますし、被告側からも出ておりますので、それらの陳述という手続きを進めます。よろしいですね。

辻 それと、書証の取り調べ。そこまでですね。なぜお答えいただけないんですか。信頼関係の問題ですよ。そこまでですね、今日は。

裁判長 今検討しておりますが、原告側から他の書面も出ていますが、これらの申し立ては書面でされているという前提でよろしいですね。

辻 だからそれについては、手続き上は次回以降にしてくださいと申し上げているんですよ。

裁判長 法廷でする予定のものとしては、準備書面についての陳述、書証の提出という手続きとなります。

辻 それ以降は次回以降ですね。それでいいんですね。

裁判長 はい。では、被告側からは従前の口頭弁論の結果を陳述があったということになりますので、次に原告から準備書面の陳述ですね。原告代理人から第 19 準備書面、原告内田さんから第 20 書面、原告植草さんから第 21 準備書面、原告代理人から第 22 準備書面、第 23 準備書面… …。

田井勝弁護士 すみません、更新弁論の時間は何分いただけるのか、それぐらいは先に決めていただいてからでないと、こちらとしては陳述できません。

山田 弁護団で会議したいので、ちょっと時間をください。

裁判長 休憩ということですか。

(休憩)

山田 法律上の更新手続きができないと、我々は今日用意した弁論、および証拠申請はできません。法律的にきちんと更新手続きをしてもらわないと、もう一度期日を入れてもらった上で、そこで法律的に基づいた更新手続きをしていただく。そのあとで、我々がこれまでに準備してきたものや次の証拠申請を出させていただく。我々は、裁判官が変わったことは先ほど知った。これは裁判所のミスではないですか。そこは法律に従ってきちんとやっていただきたい。

裁判長 裁判所としては、原告が口頭でこれまで行ったことについて要点を述べていただく機会については準備いたします。本日も準備いただいている書面の陳述などについてはしていただきました。

いと思います。書証の取り調べもできますし、その他の証拠申し出などについては次回ということであればそれで構いません。いかがでしょうか。

山田 それではダメです。私どもにとっては、更新手続きがきちんとできていない以上、訴状を実際には陳述されていないのと同じ。そんな中で、これ以上手続きを進めることはできないじゃないですか。何もできませんよ。

裁判長 法律的には、従前の口頭弁論の結果の陳述というものはされているという状態です。ただ、それについて口頭で述べるということであれば……。

山田 それについて異議ありです。まずは裁判長が変わったのであれば、新しい裁判所の更新手続きを経た上で、これまでの口頭弁論と意見陳述を述べるのが筋じゃないですか。

被告 （聞き取れず）

辻 よくわかりません。それは被告の意見は意見です。なぜ弁論の更新手続きが規定されているのか。当事者が従来の弁論の結果を陳述しなければならない、となっているのか。裁判長が変わったら、直接主義、口頭主義ですよ。今までの審議のやり取りで体験して、感じ取れるというのが、自由心証主義の基礎である直接主義、口頭主義ですよ。そういう直接主義、口頭主義の機会を全く見していないから、しかも裁判長は今までの結果は書面を読めばいいと言っている。机上のそんなことで民事裁判は通用しませんよ。私も裁判長の立場を慮って、先ほど妥協的な申し上げをしましたが、原理、原則に立ち返れば、弁論の更新手続きがなされていなければ、直接主義、口頭主義による訴状の陳述もなされていないわけですから、準備書面を陳述しても、砂上の楼閣に陳述したことになるわけです。やはり一から更新手続きをやってください。そうしましょう。

裁判長 裁判所は、従前の口頭弁論の結果は陳述されていると理解しています。ただ、それを法廷で口頭で述べるという機会は準備すると申し上げていますので、そういう形で進めていただきたい。

山田 訴状も読まれていない状況の中で、これ以上……。

裁判長 陳述はされているという理解です。

山田 でも陳述は、新しい裁判長の法廷になったんだから。

裁判長 ですから、当事者の一方から、従前の口頭弁論の結果を陳述とされていますので、それは別に私的なものをとという原告側のご希望もございますので、それについては準備すると申し上げます。

荏原洋子弁護士(以下、荏原) 形式的な質問ですが、今、裁判所は原告の書面を陳述と言言えば、原告が陳述すると言わなくても、更新の手続きを陳述したという手続きとして裁判所はお考えなのでしょうか。

裁判長 更新の手続きとしてはそうです。

荏原 調書には原告代理人は陳述に反対したということをご記載ください。

辻 よくわかりません。もう一度整理させていただきたいのですが、被告代理人が陳述でいいとおっしゃった。それをもって、原告代理人も陳述に応じたということを認めることができるということをおっしゃっているんですか。

裁判長 応じたということではないです。

辻 じゃあ、何をもって陳述したと判断したと裁判所はおっしゃっているんですか。

裁判長 当事者の一方が陳述するということで従前の口頭弁論の結果の陳述としては行われたということになりますが、実質的に行いたいということであれば、それは別にしてください。

辻 違う。それは詭弁ですよ。実質的にもそうだけど、形式的にも、当事者の権利として更新をする権利はこちら側にあるんですよ。被告側が更新を従前通りでいいからと言って、原告の権利が喪失されるはずがないじゃないですか。そんな馬鹿なことがあるわけじゃないですよ。もう 1 回、原理、原則にかえて、更新手続きの期日を入れてください。そうしないと、我々はこの後、応じられないですよ。何を言われようとも。いいんですか、そこまでの覚悟をもっておっしゃっているんですか。

裁判長 先ほど原告代理人がおっしゃっていただいたように、それはそれで別の期日を設けますので、今日の期日で用意された準備書面については、口頭で述べられてはいかがでしょうか。

辻 今日の弁論手続きで陳述する予定してるものを用意しているが、今日の段階では留保します。陳述しません。手続きを正當に履踐していただいた上で。今後の信賴關係ですよ。我々は法律に則って手続きをきちんとやってきました。それを一方的に無視される。しかも不意打ちじゃないですか。これ以上、屋上屋を架すようなことは申し上げませんが、引き際が大切です。これでもって、次の弁論更新期日を入れていただいて、本日はこれで閉廷していただきたいと思います。

山田 すべての手続きが更新されないで、証拠を留保するというのもおかしいし、準備書面の陳述を留保するというのもおかしい。まず更新手続きが先にあって、被告が弁論を更新し、原告が弁論を更新する、という形になる。我々もさっき知ったんですよ。当然のことながら、次回期日を決めて、更新手続きをやってもらって、それが終わったら弁論の更新、準備書面の陳述、証拠申請に入ることができる。

被告 先ほど来、「一方の被告が弁論を更新して」、とおっしゃっているが、当事者の一方が従前の口頭弁論の結果を陳述すれば、…(聞き取れず)、判例上確立した考え方であり、何も一裁判所の考え方でやられているとは理解していません。

岩月浩二弁護士共同代表(以下、岩月) 今、被告でおっしゃった判例をもう一度整理しますが、当事者の一方が「従前の弁論の結果を陳述します」と陳述すれば、相手方である当事者の関係でも、弁論を陳述したとすることができるという先例があるということをおっしゃっているのだと理解します。しかし、それはあくまでも便法ではないのか。何らかの必要性があってそのようにしなければならない時に便法として用いている。訴訟追行に対して熱意がないなどの場合に、便法としてそういう方法をとらなければならなかった時に、そのようにしたことがあるという裁判例を被告側は転用している。私たちは、あくまで裁判を受ける権利を復元するために、熱心に訴訟を追行したいということで、原理原則にもう一度立ち返って、当事者としての陳述の機会をいただきたい。その上で、本来の原理原則に立ち返れば、そのような便法がなければ、訴状さえ陳述されていない状態であつたら、原理原則に立ち返った状態の正常な裁判の手続きを進めていただきたい。そういうことを申し上げます。そのことが、まさに当事者と裁判所の信賴關係の問題だと思います。この点は、よくお考えになってお願いします。

裁判長 裁判所としては、こういう形で法廷を開いたので、今日予定されていた準備書面については陳述していただく形がよいと考えていましたが、それはされないということでよろしいですか。

辻 留保します。

山田 留保というか、手続きに入っていないんだから、留保ではないだろう。

裁判長 次回に従前の口頭弁論の結果について陳述されるということと、今日ご準備いただいている準備書面についても陳述するということによろしいですか。

辻 今回は更新手続きのみに絞っていただいて、次々回に今日予定していた各弁論手続きをやっていただきたい。今回は更新手続きに限ってお願いしたい。

裁判長 それについては、本日すでにご準備いただいているものを陳述していただくということになりますので、次回にお願いいたします。

辻 次回の期日はいつで、どういう時間の割り振りを考えているのか、まず伺いたい。

裁判長 期日としては、1月16日の午後2時30分。

辻 時間としては何時間の予定か。

裁判長 1時間。

辻 となると、従前より、1時間いただいていた。弁論の更新に裁判長は30分を限度でとおっしゃり、私たちは少なくとも1時間と申し上げており、妥協的に間をとるにしても、1時間プラス更新手続きの時間をいただかないと難しい。もし1時間しか取れないのであれば、今回は更新手続きのみにしていただきたい。今まで1時間かかって手続きを進めてきたわけですから、その先例を守っていただきたい。それが裁判所と我々の信頼関係の一つであったと思います。

裁判長 原告側で陳述等をする時間を取りますので、その範囲内をお願いします。

辻 ですから、まず更新意見を30分～1時間の範囲でとっていただきたい。もし時間がそれ以上許すのであれば、1時間とっていただいて、本来、第6回口頭弁論で行おうとしていた手続きを進めると。従って、2時間弱の期日を設定していただきたい。そうではなく、1時間以内でということであれば、私どもは、更新手続きのみの期日として考えさせていただきたい。

裁判長 更新手続きとして 30 分でやっていただけるということですか。

山田 1 時間ぐらいかかる。

裁判長 30 分と 1 時間の間というのはどういうことでしょうか。

辻 それは、すり合わせをさせていただいて……。できるだけ短くしますから、1 時間近くということ
で。

裁判長 それでは、45 分ということではよろしいですか。では、更新手続きとして 45 分、準備書面等
の陳述が今日の予定どおり 30 分でやっていただくということではよろしいですね。

辻 はい。ただ、調査嘱託の申し立てや求釈明、人証申請についての意見を申し上げたり、色々
ありますから、書面の陳述と書証の証拠調べは 30 分だが、それ以後の進行のやり取りには時間が
かかります。

裁判長 法廷を使う時間は何時間ぐらい。

辻 最大 2 時間ぐらいご用意いただきたいと思います。

裁判長 それでは、1 月 16 日月曜日、午後 2 時 30 分からということで、よろしくお願いします。

被告 前回、前の裁判長の下で、本期日においてさらなる主張立証を行わせるかどうかも含めて、
かつ弁論の終結も含めて、今後の進行について意見を申し上げるとおっしゃっていました。その関
係で、裁判長は、原告にも早めに書面、立証も早く出して欲しいということを出していただきました。
被告の方でも、できる限り今日の期日で裁判所にご判断いただけるように、かなり時間がタイトでは
ありましたが、反論の書面、証人尋問についての意見を出させていただきました。被告としては、終
結に熟していると考えています。今日のやり取りを経て、次回、原告の方で更新のための期日をと
うことですが、その後の進行について見通しを立てていただきたいと思います。

辻 それはどういう意味ですか。今この段階でということか。

被告 冒頭にも申し上げましたように、被告は本期日での終結を求めていますので、できれば次回期日での終結を求めたいと考えております。

辻 それは被告の意見です。私どもも意見を申します。

裁判長 以上で終わります。